

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

1 職員の給与等（職員給与実態調査の結果）

令和7年職員給与実態調査の概要	1
〈県職員の給与等〉	
第1表 適用給料表別、部局別人員	2
第2表 適用給料表別平均経年数、平均年齢、学歴別人員構成比及び性別人員構成比	2
第3表 県職員給料表別平均給与月額	3
第4表 行政職給料表 学歴別、経年数別人員及び平均給料月額	4
第5表 本県職員と国家公務員との給料比較	4
第6表 扶養手当の支給状況	5
第7表 通勤手当の支給状況	6
第8表 住居手当の支給状況	7
第9表 単身赴任手当の支給状況	8
〈市町村立学校職員の給与等〉	
第10表 適用給料表別平均経年数、平均年齢、学歴別人員構成比及び性別人員構成比	9
第11表 市町村立学校職員給料表別平均給与月額	10
第12表 扶養手当の支給状況	11
第13表 通勤手当の支給状況	12
第14表 住居手当の支給状況	13
第15表 単身赴任手当の支給状況	14

2 民間の給与等（職種別民間給与実態調査の結果）

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	15
第16表 産業別、企業規模別調査事業所数	16
第17表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	17
第18表 職種別平均給与額等	18
第19表 職員給与と民間給与との比較における対応関係	22
第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	23

3 生計費

第21表 福島市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和7年4月）	25
------------------------------------	----

4 労働経済指標の動き

第22表 労働経済指標	28
-------------	----

5 人事院の報告及び勧告

令和7年人事院勧告・報告の概要	31
-----------------	----

※ 各種調査の詳細な結果は福島県人事委員会事務局ホームページに掲載しています。
福島県トップページ>組織で探す>人事委員会事務局>給与
>【職員の給与等に関する報告及び勧告】 よりご覧下さい。

1 職員の給与等

（職員給与実態調査の結果）
（令和7年4月1日現在）

令和7年職員給与実態調査の概要

1 調査の目的

地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、職員の給与の実態を把握し、統計を整備するとともに、給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の時期

令和7年4月1日現在

3 調査の方法

各任命権者が作成した給与マスターファイルを基に、本委員会が本県総務部人事課の協力を得て集計した。

4 調査対象職員

調査対象職員は、職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号）及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和31年福島県条例第56号）の適用を受ける職員（休職等の職員を除く。）である。

定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号）附則第15項により給与が決定される職員は調査から除いている。

5 調査事項

(1) 職員に関する事項

部局、経験年数、年齢、学歴、性別

(2) 給与に関する事項

適用給料表、職務の級、号給、給料月額、諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当等）

第1表

適用給料表別、部局別人員

給料表 部局	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
知 事	人 4,268	人 －	人 18	人 243	人 20	人 172	人 160	人 4,881
警 察	433	3,331	－	26	－	－	2	3,792
教育委員会	208	－	149	28	－	1	1	387
高等学校等	321	－	3,967	－	－	13	－	4,301
そ の 他	83	－	－	－	－	－	－	83
計 (構成比)	5,313 (39.5%)	3,331 (24.8%)	4,134 (30.7%)	297 (2.2%)	20 (0.1%)	186 (1.4%)	163 (1.2%)	13,444 (100.0%)

(注) 部局欄の「その他」は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局を示す。

第2表

適用給料表別平均経験年数、平均年齢、
学歴別人員構成比及び性別人員構成比

給料表 項 目		行 政 職	公 安 職	教 育 職	研 究 職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
人 員		人 5,313	人 3,331	人 4,134	人 297	人 20	人 186	人 163	人 13,444
平 均 経 験 年 数		年 18.9	年 16.5	年 23.2	年 16.7	年 25.8	年 19.8	年 15.8	年 19.5
平 均 年 齢		歳 41.2	歳 37.9	歳 46.0	歳 39.9	歳 50.3	歳 42.7	歳 38.1	歳 41.8
学 歴 別 人員構成比	大学卒	% 77.7	% 54.9	% 96.1	% 98.7	% 100.0	% 61.8	% 62.0	% 77.8
	短大卒	2.8	－	3.5	0.3	－	38.2	37.4	3.2
	高校卒	19.4	45.1	0.4	1.0	－	－	0.6	19.0
	中学卒	－	－	－	－	－	－	－	－
性 別 人員構成比	男 性	69.1	88.8	56.0	75.1	70.0	39.8	5.5	68.9
	女 性	30.9	11.2	44.0	24.9	30.0	60.2	94.5	31.1

第3表

県職員給料表別平均給与月額
(職員の給与に関する条例の適用を受ける職員)

項目 給料表	令和7年4月1日現在							令和6年 4月1日現在
	給料	地域手当	給料の 特別調整額	扶養手当	住居手当	その他	合計 (給与月額)	給与月額
行政職	円 338,671	円 465	円 12,334	円 7,759	円 10,330	円 2,933	円 372,492	円 363,673
公安職	350,084	382	2,824	12,543	6,385	4,540	376,758	361,763
教育職	413,976	11	3,312	9,920	8,604	7,921	443,744	435,188
研究職	344,868	0	7,891	7,093	11,123	3,354	374,329	363,493
医療職(一)	531,745	94,812	44,030	16,800	2,560	270,378	960,325	953,206
医療職(二)	351,453	0	5,700	6,167	9,859	8,331	381,510	376,164
医療職(三)	331,950	0	1,753	5,147	9,159	1,407	349,416	340,429
合計	365,175	423	6,933	9,554	8,807	5,328	396,220	386,235

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
2 その他は、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、特勤勤務手当等及び寒冷地手当である。

第4表

行政職給料表 学歴別、経験年数別人員及び平均給料月額

学歴 経験年数	人員計	大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒	
		人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
1 年未満	人 176	人 161	円 230,386	人	円	人 15	円 199,967
1 年	179	163	233,421	1	224,600	15	203,500
2 年	182	155	237,890	1	227,800	26	210,223
3 年	130	107	242,181	2	230,800	21	216,286
4 年	136	110	249,938	3	236,567	23	222,565
5 年	103	89	254,491	2	239,500	12	229,100
6 年	101	76	259,036	3	248,567	22	232,895
7 年	122	107	262,855	2	252,400	13	237,746
8 年	140	122	269,736	3	255,333	15	241,027
9 年	151	132	281,459	4	259,025	15	248,133
10 年	139	110	287,814	5	271,380	24	255,092
11 年	186	156	295,978	3	281,633	27	258,085
12 年	214	186	301,606	11	285,536	17	262,418
13 年	177	139	306,396	12	291,467	26	274,938
14 年	167	142	316,260	5	295,660	20	282,540
15 年	143	121	331,772	5	305,760	17	287,712
16 年	97	73	339,912	3	321,667	21	294,767
17 年	91	76	349,037	1	317,500	14	301,207
18 年	73	60	357,493	3	328,767	10	305,560
19 年	78	56	363,671	6	347,400	16	308,888
20 年	94	75	370,896	2	331,950	17	331,165
21 年	91	72	375,806	5	354,500	14	329,614
22 年	82	58	379,202	2	369,100	22	341,827
23 年	77	57	385,439	6	374,117	14	349,107
24 年	99	82	398,059	2	379,450	15	353,627
25 年	162	134	400,193	2	381,100	26	370,438
26 年	152	114	401,596	5	375,980	33	376,527
27 年	164	122	406,342	6	385,500	36	377,944
28 年	150	106	409,258	6	387,667	38	379,489
29 年	120	89	413,362	2	390,300	29	386,186
30 年	130	104	415,801	6	386,083	20	386,560
31 年	169	130	420,104	5	385,900	34	389,953
32 年	154	109	425,236	5	387,040	40	394,323
33 年	205	146	423,840	6	397,283	53	399,670
34 年	192	142	430,055	3	399,433	47	401,332
35 年	176	130	432,361	5	397,560	41	402,251
36 年	145	91	429,737	3	406,467	51	406,171
37 年	61	28	420,986	2	413,450	31	409,826
38 年	38			2	408,700	36	406,703
39 年	21			1	409,900	20	405,590
40 年以上	46					46	412,328
合 計	5,313	4,130	337,908	151	335,234	1,032	339,928
平均経験年数	18.9年	17.6 年		20.7 年		23.7 年	

第5表

本県職員と国家公務員との給料比較

令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
100.4	100.1	100.0

(注) 地方公務員給与実態調査及び国家公務員給与等実態調査の結果に基づき、国の行政職俸給表(一)適用職員に相当する本県職員と国の行政職俸給表(一)適用職員の学歴別、経験年数別による平均給料額をラスパイレ方式によって比較したものであり、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数である。

第6表

扶 養 手 当 の 支 給 状 況

給料表 区 分		行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受 給 者		人 2,006	人 1,832	人 1,811	人 118	人 14	人 56	人 33	人 5,870
職 員 総 数 に 対 す る 受 給 者 の 割 合		% 37.8	% 55.0	% 43.8	% 39.7	% 70.0	% 30.1	% 20.2	% 43.7
受 給 者 1 人 当 た り の 平 均 手 当 額		円 20,551	円 22,806	円 22,644	円 17,852	円 24,000	円 20,482	円 25,424	円 21,881
支 給 区 分 別 扶 養 親 族 の 状 況	配 偶 者	人 837	人 1,055	人 597	人 60	人 3	人 17	人 2	人 2,571
	扶養親族である子	2,852	3,072	2,868	145	25	84	62	9,108
	16歳の年度初め から22歳の年度 末までの子	1,057	632	1,113	44	4	26	24	2,900
	配偶者及び子以外の 扶養親族	98	21	103	6	3	—	—	231

第7表

通勤手当の支給状況

区 分		給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受 給 者 計			3,602 人	2,279 人	3,654 人	259 人	14 人	150 人	121 人	10,079 人
職員総数に対する受給者の割合			67.8 %	68.4 %	88.4 %	87.2 %	70 %	80.6 %	74.2 %	75 %
受給者1人当たりの平均手当額			21,348 円	8,827 円	17,452 円	18,571 円	44,470 円	25,168 円	14,762 円	17,043 円
ア 交通機関等利用			1,099	217	143	12	3	20	13	1,507
イ 自転車のみ利用			423	170	29	3		5	4	634
ウ 自動車以外の原 動機付きの交通用 具利用	2,000円の受給者		12	20						32
	2,300円の受給者		5	5						10
	3,000円の受給者		1	4						5
	3,700円の受給者		4	3						7
	4,500円の受給者			2						2
	5,200円の受給者									
	6,000円の受給者									
	6,700円の受給者									
	7,500円の受給者									
	8,200円の受給者									
	9,000円の受給者									
	9,700円の受給者									
	10,500円の受給者									
	11,200円の受給者									
	12,000円の受給者									
	12,700円の受給者									
	13,500円の受給者									
	14,200円の受給者									
	14,900円の受給者									
	16,700円の受給者									
	18,300円の受給者									
	20,000円の受給者									
	21,600円の受給者									
	23,000円の受給者									
	24,700円の受給者									
	26,500円の受給者									
	28,200円の受給者									
	30,000円の受給者									
	31,800円の受給者									
	33,500円の受給者									
	35,300円の受給者									
	小 計		22	34						56
	高 速 自 動 車 国 道 等 利 用									
	計		22	34						56
エ 自動車等利用	3,000円の受給者		345	497	594	20	3	22	18	1,499
	4,500円の受給者		272	360	466	28	2	18	22	1,168
	5,900円の受給者		159	240	311	37	1	5	20	773
	7,400円の受給者		110	159	262	42		7	4	584
	8,900円の受給者		93	126	223	26		8	5	481
	10,400円の受給者		90	102	229	8		5	3	437
	11,900円の受給者		69	50	152	7		4	4	286
	13,400円の受給者		62	61	101	8		4	1	237
	14,900円の受給者		56	62	120	2		3	1	244
	16,400円の受給者		48	34	113	1		1	2	199
	17,900円の受給者		45	30	88	1		1	1	166
	19,400円の受給者		37	17	77	3		3	2	139
	20,900円の受給者		29	21	54	2		3		109
	22,400円の受給者		25	15	52	2		1	1	96
	23,900円の受給者		14	14	38	1				67
	25,400円の受給者		20	7	41			2	2	72
	26,900円の受給者		15	3	44	2			1	65
	28,400円の受給者		26	5	30	4		1		66
	29,800円の受給者		9	8	23	2		1		43
	33,400円の受給者		37	7	41	7		3	3	98
	36,600円の受給者		17	1	19	1			3	41
	40,000円の受給者		15	2	26	2		1		46
	43,100円の受給者		27		14	3		3	1	48
	45,900円の受給者		22		10	2		2	1	37
	49,400円の受給者		6		10	1				17
	52,900円の受給者		8		4	1		1		14
	56,400円の受給者		4		2					6
	60,000円の受給者		6		4	1				11
	63,500円の受給者		1			1				2
	67,000円の受給者									
	70,600円の受給者		3		1					4
	小 計		1,670	1,821	3,149	215	6	99	95	7,055
	高 速 自 動 車 国 道 等 利 用		133	1	245	25	4	19	2	429
	計		1,803	1,822	3,394	240	10	118	97	7,484
オ 交通機関等と自動車等の併用			254	36	88	4	1	7	7	397
ア及びオのうち新幹線を利用して通勤している職員			592 人	63 人	136 人	1 人	3 人	14 人	8 人	817 人

第8表

住居手当の支給状況

1 職員に係る住居手当

区分 \ 給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受給者計	人 2,098	人 798	人 1,325	人 125	人 2	人 69	人 57	人 4,474
職員総数に対する 受給者の割合	% 39.5	% 24.0	% 32.1	% 42.1	% 10.0	% 37.1	% 35.0	% 33.3
11,000円以下の受給者	2	2	1	—	—	—	—	5
11,100円以上 28,000円未満の受給者	981	375	466	51	1	31	27	1,932
28,000円の受給者	1,115	421	858	74	1	38	30	2,537
受給者1人当たり 平均手当額	円 26,006	円 26,377	円 26,816	円 26,429	円 25,600	円 26,575	円 26,191	円 26,335

2 配偶者等の借家・借間等に係る住居手当

区分 \ 給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受給者	人 23	人 16	人 3	人 —	人 —	人 —	人 —	人 42
受給者1人当たり 平均手当額	円 13,891	円 13,713	円 12,200	円 —	円 —	円 —	円 —	円 13,702

第9表

単身赴任手当の支給状況

区分		給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受給者計			人 251	人 281	人 101	人 6	人 1	人 4	人 1	人 645
職員総数に対する 受給者の割合			% 4.7	% 8.4	% 2.4	% 2.0	% 5.0	% 2.2	% 0.6	% 4.8
受給者1人当たりの 平均手当額			円 37,649	円 34,968	円 36,337	円 38,333	円 40,000	円 38,500	円 38,000	円 36,291
距離 別 内 訳	100km未満 (30,000円)		人 43	人 127	人 34	人 -	人 -	人 -	人 -	人 204
	100km以上 150km未満 (38,000円)		142	114	41	5	-	3	1	306
	150km以上 200km未満 (40,000円)		47	31	19	1	1	1	-	100
	200km以上 250km未満 (42,000円)		8	4	4	-	-	-	-	16
	250km以上 300km未満 (44,000円)		7	1	2	-	-	-	-	10
	300km以上 500km未満 (46,000円)		1	1	-	-	-	-	-	2
	500km以上 700km未満 (54,000円)		-	1	-	-	-	-	-	1
	700km以上 900km未満 (62,000円)		2	1	-	-	-	-	-	3
	900km以上1,100km未満 (70,000円)		1	1	-	-	-	-	-	2
	1,100km以上1,300km未満 (76,000円)		-	-	1	-	-	-	-	1
	1,300km以上1,500km未満 (82,000円)		-	-	-	-	-	-	-	-
	1,500km以上2,000km未満 (88,000円)		-	-	-	-	-	-	-	-
	2,000km以上2,500km未満 (94,000円)		-	-	-	-	-	-	-	-
	2,500km以上 (100,000円)		-	-	-	-	-	-	-	-

第10表

適用給料表別平均経験年数、平均年齢、
学歴別人員構成比及び性別人員構成比

項 目 \ 給料表		高等学校 教 育 職	小学校・中学校 教 育 職	事 務 職	医 療 職	計
人 員 (構成比)		39 人 (0.4%)	8,227 人 (93.9%)	441 人 (5.0%)	58 人 (0.7%)	8,765 人 (100.0%)
平 均 経 験 年 数		25.7 年	21.2 年	22.5 年	21.1 年	21.2 年
平 均 年 齢		48.4 歳	44.1 歳	41.2 歳	42.1 歳	43.9 歳
学 歴 別 人 員 構 成 比	大 学 卒	89.7 %	94.7 %	— %	1.7 %	89.3 %
	短 大 卒	10.3	5.2	—	98.3	5.6
	高 校 卒	—	0.1	100.0	—	5.1
	中 学 卒	—	—	—	—	—
性 別 人 員 構 成 比	男 性	33.3	42.1	30.6	5.2	41.3
	女 性	66.7	57.9	69.4	94.8	58.7

第11表

市町村立学校職員給料表別平均給与月額の様況

(福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員)

項目 給料表	令和7年4月1日現在							令和6年 4月1日現在
	給料	地域手当	管理職 手当	扶養手当	住居手当	その他	合計 (給与月額)	給与月額
高等学校 教育職	円 427,946	円 0	円 4,346	円 5,923	円 5,867	円 6,203	円 450,285	円 446,342
小学校・ 中学校教育職	390,761	0	6,733	7,097	7,239	9,728	421,558	415,245
事務職	330,013	0	0	5,982	7,678	3,869	347,542	337,191
医療職	332,691	0	0	7,940	4,691	4,873	350,195	335,311
合計	387,487	0	6,339	7,042	7,239	9,385	417,492	410,936

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
2 その他は、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、へき地手当等及び寒冷地手当である。
3 高等学校教育職給料表は市立特別支援学校の教育職員が、医療職給料表は学校栄養職員が適用を受けている。

第12表

扶 養 手 当 の 支 給 状 況

区 分 \ 給料表		高等学校 教 育 職	小学校・中学校 教 育 職	事 務 職	医 療 職	計
受 給 者		人 11	人 2,691	人 119	人 19	人 2,840
職員総数に対する受給者の割合		% 28.2	% 32.7	% 27.0	% 32.8	% 32.4
受給者1人当たりの平均手当額		円 21,000	円 21,699	円 22,168	円 24,237	円 21,733
支 給 区 分 別 扶 養 親 族 の 状 況	配 偶 者	人 4	人 745	人 7	人 1	人 757
	扶養親族である子	16	4,057	181	35	4,289
	16歳の年度初めから22歳の 年度末までの子	7	1,683	85	11	1,786
	配偶者及び子以外の扶養親族	—	167	17	—	184

第13表

通勤手当の支給状況

区 分		給料表	高等学校 教 育 職	小学校・中学校 教 育 職	事 務 職	医 療 職	計	
受 給 者 計			35 人	7,384 人	391 人	49 人	7,859 人	
職 員 総 数 に 対 す る 受 給 者 の 割 合			89.7 %	89.8 %	88.7 %	84.5 %	89.7 %	
受 給 者 1 人 当 た り の 平 均 手 当 額			8,117 円	10,030 円	9,573 円	9,900 円	9,998 円	
ア 交通機関等利用			1	20	3		24	
イ 自転車のみ利用				14	1		15	
ウ 自動車以外の原 動機付きの交通用 具利用	2,000 円の受給者				1		1	
	2,300 円の受給者							
	3,000 円の受給者							
	3,700 円の受給者							
	4,500 円の受給者							
	5,200 円の受給者							
	6,000 円の受給者							
	6,700 円の受給者							
	7,500 円の受給者							
	8,200 円の受給者							
	9,000 円の受給者							
	9,700 円の受給者							
	10,500 円の受給者							
	11,200 円の受給者							
	12,000 円の受給者							
	12,700 円の受給者							
	13,500 円の受給者							
	14,200 円の受給者							
	14,900 円の受給者							
	16,700 円の受給者							
	18,300 円の受給者							
	20,000 円の受給者							
	21,600 円の受給者							
	23,000 円の受給者							
	24,700 円の受給者							
	26,500 円の受給者							
	28,200 円の受給者							
	30,000 円の受給者							
	31,800 円の受給者							
	33,500 円の受給者							
	35,300 円の受給者							
	小 計					1		1
	高 速 自 動 車 国 道 等 利 用							
	計					1		1
エ 自動車等利用	3,000 円の受給者	8	1,097	51	7	1,163		
	4,500 円の受給者	9	1,120	53	3	1,185		
	5,900 円の受給者	10	986	51	6	1,053		
	7,400 円の受給者	1	783	49	6	839		
	8,900 円の受給者	1	671	42	2	716		
	10,400 円の受給者	1	516	43	7	567		
	11,900 円の受給者	2	396	23	4	425		
	13,400 円の受給者		313	10	2	325		
	14,900 円の受給者		279	13	5	297		
	16,400 円の受給者		268	8	1	277		
	17,900 円の受給者		179	10	4	193		
	19,400 円の受給者		150	7	1	158		
	20,900 円の受給者	1	107	5		113		
	22,400 円の受給者		83	5		88		
	23,900 円の受給者		52	1	1	54		
	25,400 円の受給者		62	2		64		
	26,900 円の受給者		41	2		43		
	28,400 円の受給者		42	2		44		
	29,800 円の受給者		27	3		30		
	33,400 円の受給者		48	1		49		
	36,600 円の受給者		37	2		39		
	40,000 円の受給者		18	2		20		
	43,100 円の受給者		12			12		
	45,900 円の受給者		7			7		
	49,400 円の受給者		3			3		
	52,900 円の受給者		2			2		
	56,400 円の受給者		1			1		
	60,000 円の受給者							
	63,500 円の受給者							
	67,000 円の受給者							
	70,600 円の受給者							
	小 計		33	7,300	385	49	7,767	
	高 速 自 動 車 国 道 等 利 用		1	42			43	
	計		34	7,342	385	49	7,810	
オ 交通機関等と自動車等の併用				7	1		8	
ア及びオのうち新幹線を利用して通勤している職員			人	4 人	人	人	4 人	

第14表

住居手当の支給状況

1 職員に係る住居手当

区分 \ 給料表	高等学校 教 育 職	小学校・中学校 教 育 職	事 務 職	医 療 職	計
受 給 者 計	9 人	2,237 人	129 人	12 人	2,387 人
職員総数に対する受給者の割合	23.1 %	27.2 %	29.3 %	20.7 %	27.2 %
11,000 円以下の受給者	－	15	－	1	16
11,100 円以上 28,000 円未満の受給者	5	824	64	8	901
28,000 円の受給者	4	1,398	65	3	1,470
受給者 1 人当たりの平均手当額	25,422 円	26,600 円	26,248 円	22,675 円	26,556 円

2 配偶者等の借家・借間等に係る住居手当

区分 \ 給料表	高等学校 教 育 職	小学校・中学校 教 育 職	事 務 職	医 療 職	計
受 給 者	－ 人	4 人	－ 人	－ 人	4 人
受給者 1 人当たりの平均手当額	－ 円	14,000 円	－ 円	－ 円	14,000 円

第15表

単身赴任手当の支給状況

区 分		給料表	高等学校 教 育 職	小学校・中学校 教 育 職	事 務 職	医 療 職	計
受 給 者 計			人	人	人	人	人
			—	105	1	—	106
職員総数に対する受給者の割合			%	%	%	%	%
			—	1.3	0.2	—	1.2
受給者1人当たりの平均手当額			円	円	円	円	円
			—	35,962	30,000	—	35,906
距 離 別 内 訳	100 km未満 (30,000 円)		人	人	人	人	人
			—	36	1	—	37
	100 km以上 150 km未満 (38,000 円)		—	45	—	—	45
	150 km以上 200 km未満 (40,000 円)		—	16	—	—	16
	200 km以上 250 km未満 (42,000 円)		—	4	—	—	4
	250 km以上 300 km未満 (44,000 円)		—	3	—	—	3
	300 km以上 500 km未満 (46,000 円)		—	1	—	—	1
	500 km以上 700 km未満 (54,000 円)		—	—	—	—	—
	700 km以上 900 km未満 (62,000 円)		—	—	—	—	—
	900 km以上 1,100 km未満 (70,000 円)		—	—	—	—	—
	1,100 km以上 1,300 km未満 (76,000 円)		—	—	—	—	—
	1,300 km以上 1,500 km未満 (82,000 円)		—	—	—	—	—
	1,500 km以上 2,000 km未満 (88,000 円)		—	—	—	—	—
	2,000 km以上 2,500 km未満 (94,000 円)		—	—	—	—	—
	2,500 km以上 (100,000 円)		—	—	—	—	—

2 民間の給与等

（職種別民間給与実態調査の結果）
（令和7年4月現在）

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、本県職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

2 調査の内容等

(1) 調査の内容

- ア 令和6年8月から令和7年7月までの特別給の支給実績
- イ 民間企業における給与改定の状況等
- ウ 令和7年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- エ 令和7年4月分の初任給の状況

(2) 調査期間

令和7年4月23日(水)～令和7年6月13日(金)

3 調査機関

福島県人事委員会、人事院及び各都道府県等人事委員会

4 調査の範囲等

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 870事業所

(2) 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から174事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完結事業所数は、第22表のとおりである。

(3) 調査対象従業員

雇用期間の定めのない従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(4) 集計

ア 調査実人員は、行政職相当職種が5,896人（初任給関係 234人、初任給関係以外 5,662人）であり、その他の職種が686人（初任給関係 18人、初任給関係以外 668人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は46,328人であり、このうち、行政職相当職種は33,523人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第16表

産業別、企業規模別調査事業所数

産 業 \ 企業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	141	55	62	24
農 業、林 業、漁 業	－	－	－	－
鉱 業、採石業、砂利採取業、 建 設 業	10	4	4	2
製 造 業	79	28	41	10
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	20	6	6	8
卸 売 業、小 売 業	1	1	－	－
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 賃 貸 借 業	2	2	－	－
教育、学習支援業、医療、福祉、 サ ー ビ ス 業	29	14	11	4

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が30所あった。
- 2 調査対象事業所174所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた171所に占める調査完了事業所141所の割合（調査完了率）は、82.5%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第17表

職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位：円)

職 種		学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	235,563	239,802	229,755	222,825
		短 大 卒	210,000	－	210,000	180,000
		高 校 卒	195,107	196,855	191,693	186,333
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	230,469	238,594	224,571	217,650
		短 大 卒	213,130	217,887	212,270	－
		高 校 卒	191,236	194,002	188,861	178,267
	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	231,914	239,020	225,732	221,790
		短 大 卒	212,890	217,887	212,067	180,000
		高 校 卒	192,796	195,404	189,705	182,300

(注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第18表

職 種 別 平 均 給 与 額 等

企業規模計

職 種 名		調 査 実人数	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			職種の定義
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	{ 構成員50人以上の支店 (社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	9	54.3	713,805	18,903	694,902	
	短 大 卒	4	56.7	826,827	5,193	821,634	
	高 校 卒	1	55.5	768,000	0	768,000	
	中 学 卒	4	51.9	596,197	34,774	561,423	{ 構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	—	—	—	—	—	
	大 学 卒	5	54.9	735,304	0	735,304	
	短 大 卒	4	56.1	790,792	0	790,792	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	{ 2 課以上又は構成員20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	事 務 部 長	—	—	—	—	—	
	大 学 卒	146	53.7	709,211	2,734	706,477	
	短 大 卒	76	53.1	763,979	1,714	762,265	同 上
	高 校 卒	19	54.8	605,019	3,217	601,802	
	中 学 卒	50	54.3	654,134	4,342	649,792	
	技 術 部 長	X	X	X	X	X	
	大 学 卒	114	52.7	611,969	1,407	610,562	同 上
	短 大 卒	52	52.4	663,010	224	662,786	
	高 校 卒	15	53.1	565,180	2,257	562,923	
	中 学 卒	46	53.0	568,412	2,572	565,840	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	

(注) Xの欄は、調査実人員が1人のため、掲載していない。(以下同じ。)

職 種 名		調 査 実人数	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			職種の定義
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 部 次 長	人	歳	円	円	円	{ 前記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の 次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級 専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	40	53.4	534,301	16,225	518,076	
	短 大 卒	24	53.7	592,525	7,712	584,813	
	高 校 卒	5	54.4	436,151	42,445	393,706	
	中 学 卒	11	52.0	448,929	22,319	426,610	
	技 術 部 次 長	－	－	－	－	－	同 上
	大 学 卒	65	53.2	552,044	741	551,303	
	短 大 卒	32	51.6	570,651	1,223	569,428	
	高 校 卒	8	54.5	585,951	1,299	584,652	
	中 学 卒	24	54.9	514,994	0	514,994	
	事 務 課 長	X	X	X	X	X	{ 2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職
	大 学 卒	253	50.2	552,226	27,570	524,656	
	短 大 卒	126	49.1	580,044	24,653	555,391	
	高 校 卒	26	51.4	511,957	31,884	480,073	
	中 学 卒	101	51.5	524,523	30,447	494,076	
	技 術 課 長	－	－	－	－	－	同 上
	大 学 卒	386	49.4	543,023	4,361	538,662	
	短 大 卒	198	47.8	575,397	2,112	573,285	
	高 校 卒	44	51.7	521,994	3,447	518,547	
	中 学 卒	144	51.2	501,871	7,901	493,970	
		－	－	－	－	－	

(注) 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。

職 種 名		調 査 実人数	平均 年齢	令和 7 年 4 月分平均支給額			職種の定義
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 62	歳 48.3	円 437,831	円 20,555	円 417,276	{ 前記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以 上を有する者 職能資格等が上記課長 代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理 級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上
	大 学 卒	30	46.4	459,843	14,721	445,122	
	短 大 卒	4	50.8	414,623	13,797	400,826	
	高 校 卒	28	50.1	414,903	28,358	386,545	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技術課長代理	108	49.3	518,734	52,691	466,043	
	大 学 卒	30	48.0	497,610	25,434	472,176	
	短 大 卒	14	50.6	493,752	11,089	482,663	
	高 校 卒	64	49.7	534,198	74,643	459,555	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	376	48.4	476,549	45,648	430,901	{ 係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	172	46.8	511,314	36,113	475,201	
	短 大 卒	57	49.4	424,984	56,348	368,636	
	高 校 卒	147	50.8	441,393	56,707	384,686	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技術係長	422	46.7	483,861	67,748	416,113	同 上
	大 学 卒	177	44.5	500,249	83,417	416,832	
	短 大 卒	46	47.4	435,110	56,411	378,699	
	高 校 卒	199	48.6	479,647	55,744	423,903	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	

(注) 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。

職 種 名		調 査 実人数	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			職種の定義
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人 237	歳 43.8	円 424,419	円 62,440	円 361,979	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	115	40.7	460,121	80,367	379,754	
	短 大 卒	30	45.4	333,539	27,374	306,165	
	高 校 卒	90	48.5	398,198	45,414	352,784	
	中 学 卒	2	48.7	337,366	21,305	316,061	
	技 術 主 任	291	44.9	455,764	69,974	385,790	
	大 学 卒	100	43.7	490,963	83,847	407,116	
	短 大 卒	40	45.5	439,980	64,373	375,607	
	高 校 卒	150	45.7	429,604	59,628	369,976	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	事 務 係 員	1,131	39.7	326,825	28,983	297,842	
	大 学 卒	439	36.9	347,342	34,673	312,669	
	短 大 卒	188	42.0	293,244	19,551	273,693	
	高 校 卒	494	41.5	319,642	27,067	292,575	
	中 学 卒	11	54.9	292,004	16,914	275,090	
	技 術 係 員	1,566	38.0	352,001	46,086	305,915	
	大 学 卒	609	34.4	366,652	54,498	312,154	
	短 大 卒	175	40.9	342,673	38,919	303,754	
	高 校 卒	784	40.2	341,324	40,605	300,719	
	中 学 卒	4	41.0	381,400	50,637	330,763	

(注) 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

第19表

職員給与と民間給与との比較における対応関係

行 政 職 給 料 表	企 業 規 模 500 人 以 上 の 事 業 所	企業規模100人以上 500人未満の事業所
10級及び9級	支 店 長 工 場 長 部 長 部 次 長	
8 級	課 長	支 店 長 工 場 長 部 長 部 次 長
7 級		
6 級	課 長 代 理	課 長
5 級		
4 級	係 長	課 長 代 理
3 級		係 長
2 級	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員

- (注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。
- 2 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、①部長と課長の間に位置付けられる従業員、②課長と係長の間に位置付けられる従業員、③係長と係員の間に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第20表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
56.6 %	43.4 %	51.9 %	48.1 %	49.5 %	50.5 %

3 生 計 費

第21表

福島市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和7年4月)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	34,830	47,050	60,180	73,300	86,430
住 居 関 係 費	48,910	63,490	52,990	42,490	31,980
被 服 ・ 履 物 費	7,740	5,570	8,870	12,170	15,470
雑 費 I	24,730	36,250	50,480	64,700	78,940
雑 費 II	13,490	21,970	28,740	35,520	42,290
計	129,700	174,330	201,260	228,180	255,110

標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和7年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。なお、家計調査における福島市の勤労者世帯の集計世帯数は、49世帯である。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食 料 費 …… 食料

住 居 関 係 費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被 服 ・ 履 物 費 …… 被服及び履物

雑 費 I …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」（福島市・勤労者世帯）における令和7年4月の費目別平均支出金額（日数を365／12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院が算定した全国の費目別標準生計費を本県に置き換える方式で算定した。

4 労働経済指標の動き

第22表

労 働 経

年 月				令和6年 4 月	5 月	6 月	7 月
項 目							
賃 金	①きまって支給する給与 (調査産業計)	全 国	金額 (千円)	316.5	315.0	317.1	317.5
			前年同月比 (%)	2.3	2.8	2.8	2.8
		福 島 県	金額 (千円)	271.8	268.6	275.3	274.3
			前年同月比 (%)	0.8	0.9	1.8	1.4
	②所定内給与 (調査産業計)	全 国	金額 (千円)	291.3	290.8	292.8	292.9
			前年同月比 (%)	2.5	2.9	3.0	3.0
		福 島 県	金額 (千円)	251.4	249.9	256.1	254.1
			前年同月比 (%)	1.4	1.4	2.4	1.6
	③所定外給与 (調査産業計)	全 国	金額 (千円)	25.2	24.2	24.3	24.6
			前年同月比 (%)	△ 2.1	0.2	0.0	△ 0.9
		福 島 県	金額 (千円)	20.4	18.7	19.2	20.2
			前年同月比 (%)	△ 5.8	△ 6.1	△ 5.5	△ 0.8
労 働 時 間	④総実労働時間数 (調査産業計)	全 国	時間数 (時間)	147.5	143.6	145.6	148.0
		福 島 県	時間数 (時間)	149.8	143.1	148.7	150.0
	⑤所定外労働時間数 (調査産業計)	全 国	時間数 (時間)	12.2	11.5	11.6	11.8
		福 島 県	時間数 (時間)	9.8	9.0	9.2	9.4
消 費 支 出	⑥二人以上の世帯	全 国	金額 (千円)	313.3	290.3	280.9	290.9
			前年同月比 (%)	3.4	1.4	1.9	3.3
		福 島 市	金額 (千円)	289.8	281.2	258.4	253.7
			前年同月比 (%)	0.5	△ 8.4	△ 24.2	△ 17.2
	⑦二人以上の世帯のうち 勤労者世帯	全 国	金額 (千円)	345.0	318.6	300.2	312.6
			前年同月比 (%)	0.2	2.2	0.6	2.0
		福 島 市	金額 (千円)	314.1	325.4	281.7	277.3
			前年同月比 (%)	1.5	4.6	△ 28.6	△ 12.4
物 価	⑧消費者物価指数	全 国	前年同月比 (%)	2.5	2.8	2.8	2.8
		福 島 市	前年同月比 (%)	3.4	3.4	2.9	2.2
	⑨国内企業物価指数	全 国	前年同月比 (%)	0.9	2.3	2.6	3.1
雇 用	⑩常用雇用指数 (調査産業計)	全 国	前年同月比 (%)	1.1	1.2	1.4	1.3
		福 島 県	前年同月比 (%)	0.3	0.4	0.5	0.3
	⑪有効求人倍率 (季節調整値)	全 国	倍 率 (倍)	1.26	1.25	1.24	1.25
		福 島 県	倍 率 (倍)	1.29	1.27	1.26	1.26
	⑫新規求人倍率 (季節調整値)	全 国	倍 率 (倍)	2.21	2.20	2.25	2.24
		福 島 県	倍 率 (倍)	1.86	1.82	1.85	1.91

(資料出所) ①②③④⑤⑩⑪⑫：厚生労働省（毎月勤労統計調査等）、⑥⑦⑧：総務省（家計調査等）、⑨：日本銀行

濟 指 標

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	令和7年 1 月	2 月	3 月	4 月
315.9	316.5	319.1	319.9	319.9	314.1	313.5	316.7	324.0
3.2	2.8	2.9	3.1	3.1	2.6	1.8	1.4	2.3
272.8	272.5	277.0	276.2	274.2	274.6	271.5	272.6	279.8
1.5	1.8	2.7	2.9	2.2	2.3	0.3	1.3	3.0
291.4	292.5	293.6	293.9	294.3	289.9	289.0	291.9	298.4
3.2	3.1	2.9	3.1	3.1	2.6	1.6	1.6	2.4
253.4	252.7	255.8	255.7	253.9	255.6	251.5	252.6	259.7
2.0	2.5	3.1	3.6	2.8	2.9	0.8	1.5	3.3
24.5	24.0	25.5	26.0	25.6	24.2	24.4	24.8	25.6
1.5	△ 1.6	0.2	1.2	0.9	2.2	2.5	△ 0.6	1.4
19.3	19.8	21.2	20.6	20.4	19.0	20.0	20.1	20.0
△ 5.1	△ 6.0	△ 2.7	△ 5.0	△ 4.8	△ 4.9	△ 5.0	△ 1.2	△ 1.7
138.3	139.5	146.7	146.4	142.2	135.0	135.6	138.1	145.4
140.8	143.3	148.1	149.5	145.9	136.5	141.3	141.7	149.0
10.8	11.5	12.2	12.1	11.7	11.1	11.4	11.8	12.0
9.4	9.5	9.9	9.9	9.7	9.3	9.9	10.2	10.0
297.5	288.0	305.8	295.5	352.6	305.5	290.5	339.2	325.7
1.5	1.8	1.3	3.0	7.0	5.5	3.8	6.4	4.0
288.9	279.4	344.3	334.3	317.6	291.6	352.2	289.6	325.7
△ 2.0	△ 17.2	2.1	24.8	△ 8.2	△ 12.8	△ 4.2	△ 6.1	12.4
318.8	308.4	327.6	316.5	379.2	331.3	314.0	383.0	363.2
2.3	△ 1.1	△ 0.9	4.9	8.7	5.8	2.0	8.2	5.3
297.5	275.2	299.1	398.2	340.8	326.9	415.6	308.8	381.4
1.7	△ 17.2	△ 15.3	51.1	△ 13.2	△ 23.3	17.9	△ 13.2	21.4
3.0	2.5	2.3	2.9	3.6	4.0	3.7	3.6	3.6
2.5	1.7	1.6	2.4	3.3	3.7	3.4	3.4	3.1
2.6	3.1	3.7	3.8	4.0	4.2	4.3	4.3	4.1
1.3	1.2	1.4	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9	1.1
0.6	0.8	0.2	0.5	0.8	△ 0.2	0.4	0.1	0.1
1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26
1.26	1.26	1.25	1.24	1.24	1.27	1.26	1.31	1.30
2.30	2.20	2.25	2.25	2.27	2.32	2.30	2.32	2.24
1.93	1.86	1.95	1.91	1.92	2.13	2.03	2.06	1.93

5 人事院の報告及び勧告

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
 - 【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
 - 【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特勤勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

☑ 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置